

## 第2回 榿原市小学校通学区域検討委員会 会議録

日時：平成19年8月27日（月）午前10時～

場所：かしはら万葉ホール3階 教育委員会室

### 【出席委員】 14人

喜多俊幸・吉田明史・細川佳秀・中井靖教・吉村章・横尾敏雄  
氏田節子・田ノ上知津・奥田英人・西村宗男・杉本和子・工藤英俊  
守道文康・佐藤幸一

### 【事務局】 中西学校教育課長・森本学校教育課主幹・三橋学校教育課指導主事 栗原教委総務課長補佐・龍田学校教育課主事・上野学校教育課指導主事

（事務局：中西）

それでは、ただ今より榿原市小学校通学区域検討委員会の第2回を開催いたします。議長よろしくお願ひいたします。

（議長）

おはようございます。本日は忙しいところ早朝からありがとうございます。

本日は第2回目の検討委員会を開催させていただきます。

本日の出席につきまして、岸田委員さんは、所用のため欠席する、また、吉村委員さんは、所用のため少し遅れるということの連絡をいただいております。

そのことから、設置要綱第5条第2項の会議の開催要件に照らし合わせまして、半数以上の委員さんの出席がありますので、会議が成立していることを宣言したいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが今日の資料について、事務局の方からお願ひします。

（事務局：上野）

机の上に次第を一番上で置かせていただいております。資料の方が第1回目からの続き番号で、今回は資料7から始まっており資料13まであります。資料7は表が3ページで後学校要覧の抜粋が17枚、資料8は表が1枚、資料9は地図が2枚、資料10は4枚、資料11は表と別添A3の地図が16枚で、別で机上に置いているものです。資料12は表が1枚、資料13につきましては、説明が2枚、添付図が10枚となっております。ご確認ください。また、会議が終わりましたら第1回目の資料と一緒にファイルしていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

（議長）

ありがとうございます。

短時間のうちで事務局の方で非常に多くの資料を提出いただきましたことについて、感謝いたします。

資料につきまして、特にございませんでしょうか。

それでは議事に入る前に、前回での検討委員会の「会議の公開等について」の説明がありましたが、一部訂正とお詫びがあるということで、事務局から説明があります。

(事務局：中西)

当委員会の第1回目の冒頭説明で、「委員の皆さんは公務員に準ずる立場となりますので、地方公務員法に定めてある守秘義務が課せられますので、会議での内容を口外しないようくれぐれもよろしくお願いいたします。」との発言をいたしました。守秘義務は地方公務員法第34条に規定されておりますが、これは地方公務員法第4条第1項により、一般職に属するすべての地方公務員に適用するものであり、地方公務員法第4条第2項により特別職である公務員には、この地方公務員法は適用しない旨の規定があります。

この特別職とは、地方公務員法第3条第3項に規定されており、その中の第2号により「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」との規定があり、この規定に本委員会の委員さんが該当するところがあります。従いまして、第1回目の委員会にて、委員の皆さんには守秘義務が課せられるとのご説明を申し上げましたが、守秘義務は適用されませんので、一点訂正させていただきます。

ただし、橿原市情報公開条例第6条第5号により、公開することにより、意思決定に著しい支障が生じると認められる情報及び、橿原市個人情報保護条例第14条第6号の規定により、委員の率直な意見の交換に支障が生じると認められる事項として、個人情報の扱いがなされると考えられますので、本委員会においての非公開部分の審議等につきまして、万が一一起るようでしたら、当委員会の決定に従い、口外等されないようお願いしたいと思います。

以上、第1回目の委員会で守秘義務が準用されるとありましたが、こちらにつきましてはご了承いただき訂正させていただきます。

(議長)

この委員会での内容について、守秘義務につきまして、訂正がありましたのでご了承いただきたいと思えます。

なお、内容につきましては、橿原市情報公開条例、個人情報保護条例に基づきまして、意思決定に著しい支障がみられるような場合、あるいは、その他の支障が認められるような場合は、その都度皆様にお諮り申し上げたいと思えます。

ので、そのように取扱いさせていただきます。よろしくお願いいたします。  
それでは、本日の傍聴者として1人申請されていますが、傍聴者の入室を許可してよろしいでしょうか。

(各委員)

《異議無し》

(議長)

異議無しとの声がありましたので、傍聴者の入室を許可します。  
それでは、傍聴者の方に入ってください。

《傍聴者1人着席》

(議長)

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。  
本日本日予定しております議事は7件、その他を入れて8件あります。特に第1回検討委員会で出されました皆様方からの質問あるいは、資料の提供につきまして回答及び説明を、通学区域の現状と課題につきまして検証していきたいと思っております。

第1回検討委員会で皆様方から出されました質問に対しまして、事務局から回答・説明をいただきたいと思っております。

整理をしていきますと、1つ目は檀原市立小学校の歴史について、資料提供の要請がありました。2つ目は檀原市立小学校の適正な児童数について、3つ目は建設予定の主要道路について、4つ目は他市他の県での成功したモデルケースについて、5つ目は市内道路における地下道と歩道橋についての実態について、の5つの質問が出ていたと思っておりますが、これでよろしいでしょうか。

それでは、1つ目から順に事務局から説明・回答いただきます。

(事務局：上野)

1つ目の檀原市立小学校の歴史については、資料7をご覧ください。  
檀原市立小学校の沿革として、小学校の学校要覧と檀原市史をもとに、まとめさせていただきました。

まず畝傍南小学校で説明させていただきます。畝傍南小学校が現在の位置になった時というのは、明治42年1909年です。明治6年誘善舎を見瀬村福栄寺に開設、明治8年に見瀬小学校開設、明治27年白檀南尋常小学校と改称、昭和3年町制施行、畝傍南尋常高等小学校と改称、昭和16年国民学校制度実施で畝傍南国民学校と改称、昭和22年学制改革で畝傍南小学校と改称、昭和31年市制実施で檀原市立畝傍南小学校と改称され現在に至っております。

畝傍北小学校、鴨公小学校とだいたい同じような歴史の流れとなっております。鴨公小学校につきましては、昭和49年醍醐町から縄手町に移転しております

ので、鴨公小学校が現在位置になった時が、昭和49年ということです。2枚目です。晩成小学校、耳成小学校、今井小学校、真菅小学校、金橋小学校もだいたい同じよう歴史の流れです。3枚目です。香久山小学校も同じようなところ。新沢小学校につきましては、組合立菅原小学校より分離し、新沢小学校開設となっております。ここから以降白樫南小学校が昭和45年に畝傍南小学校より分離し、開設されております。順次耳成南小学校、真菅北小学校、畝傍東小学校、白樫北小学校、最後に耳成西小学校が昭和54年に耳成小学校より分離し、開設されております。それぞれの学校について、学校要覧もつけておりますので、ご確認ください。

《資料7参照》

(議長)

ありがとうございました。資料8,9と続けて事務局から説明をお願いします。

(事務局：栗原)

それでは、資料8を見ていただきまして、説明させていただきます。

前回ご質問いただきました小学校の適正規模について、お答えさせていただきます。小学校の適正規模につきましては、法的には国の方で学校教育法施行規則におきまして、学級数が規定されております。「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」とされています。「ただし、地域の実態、その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」という定めになっております。奈良県をみますと県独自のものは、定めておりません。また、他の都道府県では、学校の施設のあり方や適正規模など市単位で決めている所は、一部にございます。前回の質問については、以上でございます。

資料8により橿原市の現状について、施設のキャパ、収容人数について説明させていただきます。

《資料8参照》

なお、現在は、少人数指導、少人数学級編制等を行っているため、クラス教室数以上に部屋を使用しております。平成25年度クラス教室数推計の数字には、こうした考慮はしておりませんし、特別支援のクラス数も考慮しておりません。実質のクラス教室となっております。よって、より一層そういうような指導が進んでいくかもしれないことも考慮いただけたらと思います。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、資料9、建設予定の主要道路についてお願いします。

(事務局：森本)

議事の3建設予定の主要道路について説明いたします。現在建設予定されている主要道路は、2ヶ所あると聞いております。まず、1つ目について資料9-1をご覧ください。オレンジ色で塗っている部分が該当する道路であります。路線名は都市計画道路今井五井線と畝傍駅前通り線の2路線で、真菅小学校区と今井小学校区の2小学校区にかかっております。資料にも表示している通り幅員は、12m～16mで都市計画道路樫原西大路線から東側へ今井小学校の北側から東側を通り国道166号・旧国道24号まで整備を計画されています。真菅小学校区の部分については、資料11-10にもオレンジ色で表示していますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。この道路が整備されても現在の通学路がこの建設される道路を横断する形にはなりません。今井小学校区の部分については、資料11-9にも表示していますので、ご覧ください。一部、現在通学路として使用されているところに沿って、新しい道路が拡幅されることとなります。

次に、2つ目については、資料9-2と資料11-7をご覧ください。整備が予定されているところは、木原町の区域で耳成南小学校区になります。すでに、国道24号から東へ近鉄百貨店前を通り近鉄大阪線に沿って、北八木町区域は都市計画道路八木停車場木原線として整備済みであり、それをさらに東へ奈良樫原線まで延長する計画で、幅員は整備済みの道路と同様に12mの予定です。用地買収が一部まだ完了しておらず、完了次第工事を行う予定であると聞いております。この道路を横断することとなる通学路は現在ございません。以上報告させていただきます。

《資料9参照》

(議長)

ありがとうございました。

現在の建設予定の主要道路につきまして、資料提供いただきました。

もう一つ、他の市とか他の県でのこのような見直しについてのモデルケースについても、調べるようにと要請がありましたが、このことについて、あわせてお願いできますか。

(事務局：上野)

他市他の県での成功したモデルケースについてのご質問については、少子化等によって統廃合における見直しをしている例はありましたが、本市のように校区についての見直しを行なうようなものは、見当たりませんでした。ご報告させていただきます。

(議長)

他のところでは、樫原市がやろうとしているケースはないということの報告で

あります。ただ、合併問題とか、統合・合併等につきましては、幾分かありませんが。

それではここで一旦切りまして、今まで報告いただきました学校の歴史について、小学校の適正な児童数、建設予定の主要道路、他市他の県でのモデルケースはないかについて、皆様方のご質問を頂戴したいと思います。

時間をかけて資料のほうを見てください。

(中井委員)

歴史的なことを聞かせていただいているいいですか。

(議長)

どうぞ。

(中井委員)

特に香久山と新沢小学校について、香久山小学校は、檀原市と桜井市の学校組合立であったが、分離というよりそれぞれ檀原市と桜井市の思惑があつてのことでしょう。新沢小学校も組合立菅原小学校からの分離となっている。高田市と檀原市。耳成小学校は、田原本の多との分離も関連している。

これらは、果たして子どもたちを主体としたものか、それとも行政区画の中からそういう状況になったのだらうと思うが、その辺のところを調べるがありましたら、教えていただきたい。今後においても、こういった状況が影響するや否や、また影響を考えなくていいんじゃないだらうかと、こういうことも含めて、やはり、少し気にかかるところなので教えていただいたらと思います。

(議長)

関連してありましたら、お願いします。

(氏田委員)

前回の時に、子どもたちを優先にということでしたが、子ども優先ということはよくわかるのですが、やはり、親御さんが必ず関連してくる。どう子ども優先かという一つの芯というのがいる。西新堂や多あたりの地区は、檀原市の合併の時の耳成西と関連していた。それは、大人も子どももですが、必ず大人が、お父さんお母さんが、また、言うてはいけないのですが、自治会は必ず出てくるので。そこのところの課題がある。子どもを優先にすべきであることは、第1回目の会議で話は済んでいるのですが、そこがずっともやもやとした感じで気になっている。

(議長)

関連してございませんか。

子どもの安心安全性を前回確認したところですが、その辺親あるいは、地元との関連については、次にご意見をいただくとしまして、香久山、新沢、耳成小学校での分離が行政の考えでやられたのか、わかりましたらお願いできますか。

(事務局：上野)

調べさせていただきます。

(議長)

さかのぼって、調べなければならないところと思いますが。

(中井委員)

むつかしい状況だったと思いますけれども。

(議長)

それでは、前回に確認もしましたがいろいろな思惑がありますので、その視点としては、子どもの安全性、子どもの視点で、まとめていくと確認いたしましたが、今委員からありましたように、保護者も必ず入ってくるので、どこまで配慮するのか、ご意見を頂戴いたしまして。それについて何かありませんか。

(吉田委員)

私は、やはり子ども優先ということが、大事なことだと思います。今ご指摘ありましたように、小学校区でまとまっている自治会がありました。地域を大事にしてこられた経緯はよくわかるんですが、これから先のことを考えていくと、地域だけでまとめきれるか、少子化の問題もありまして、要は地域を越えて校区を越えてまとまっていかなければならない時代がもう来ているのではないかな。あくまでも校区にしがみつくといいよりは、樫原市の大きな母体の中で地域がどうつながっていくのか。となりの学校とどうつながっていくのかが、私たち大人に課せられた責任である。子どもにとっては、まずは近くで安全で早く行ける。そこもやっぱり、平成25年ということターゲットにおいた時には、考えていかなければいけない。また、私たち大人の責任かな。この委員の中には、自治会のトップにおられる方が入っているということは、それは、自治会を超えて議論しようということであろうと、私は思います。やっぱり、大人と子どもとなれば、子どもを中心に考えていくプランを提出していかなければいけないのかな。その時に個々に学校の適正規模を教えていただいたのですが、この表を見せていただいた時に3クラス4クラスぐらいの余裕のある学校がいくつもあります。たとえば、話が先に進むかもしれませんが、金橋小、新沢小、耳成南小、白樫北小とか、5クラス以上の余裕のある学校が表にまとめられた段階ではあるのですが、これからは、それぞれの学校の校区にしぼっていかないと、この全体の資料の中では、なかなか議論が進みにくいかなと思います。実際には、新沢は、単独地域であるということもあります。それはまた、この

議論と違うかもしれませんが。

(工藤委員)

今吉田委員さんが言われたことですが、子どもを中心ということについて同感であります。子どもにというスパンの広いほうを。地元との関わりをどのように判断するのか。前回も言いましたように、1889年の明治の大合併から市町村合併の中でできた枠組が、今回調べてもらった中でも、その枠組の中でできた学校の位置とほぼ同じである。耳成は、新しく昭和25年ですが。他の地域は、明治の枠組の中でのものが現在にまで至っている。これから先、子どもたちのためにということ考えていかなければ、この部分が非常にむずかしいところかなと思います。これまでの分離で地域が分断された所もあるようですが、地域での自治会としての悩みをもう少し聞かせていただきたい。

(吉村委員)

今お話の出ている自治会からの吉村です。今吉田委員のお話の中でその自治会を越えて、理解をもって対処するように申されましたが、私たちはそういう気持ちはさらさらありません。それを最初にお聞きしてましたら、そういう心構えで来たかもしれませんが。自治会から来ている者が、果たしてこの会議の話地元を持ち帰って、定例会で言ってもいいかどうか。頭からはねられると思います。自治会の代表として言っている意見と、個人的に言っている意見とを区別して考えなければ。その中には、子どものことを考えながらは、なくはないのですが、なかなか意見は言いにくい。

(氏田委員)

前々から真菅北、真菅、樫原中、八木中の分離は人口増、生徒増になったから、自治会の方も人口増加になったから分離は仕方ないなあと、納得の上で進めているわけです。けれど、今子ども中心で校区を検討し、改革していくのはよくわかるのですが、何か一つ信念というか何かを示していただかないと。前の時に吉村委員さんも言われたように、30年来いろいろ問題をかかえている。これを改革のために、30年ぶりにするのはよくわかるのですが、子ども中心にするには、何か一つの信念をこの委員会でもって、子どものためにするというしっかりした骨をもって進めていくことが必要じゃないかなと思います。

(議長)

他の人はどうでしょうか。

(奥田委員)

P T A代表としての奥田です。この校区の検討で、主要幹線で大きな道路を中心として考えていただいています。前にも言われたと思いますが、大きい道では、信号、地下道等そういった面がたくさんあるのですが、私もちょっとい



ろんなところを見てきましたが、わりと安全なところですが、実際、子どもの通学時間帯に通学規制がかかっていない所で、危険箇所がたくさんあります。地区を分けてわざわざ主要幹線で右と左で校区を分けるというような考えはどうかと思います。耳成西小学校が分離した時、私は小学生の時、ちょうど5年生6年生で分かれたのですが、子ども会のリーダー活動をやっていました。耳成西小と耳成小で十市町、葛本町、新賀町が町の中で分離したのですが、その時いろんな問題が起こっているのです。同じ地区、同じ町をできるだけ分けなくて検討してもらいたいなあとと思います。

(西村委員)

全体的に考えるとやはり、問題が大変大きくなりますので、今回こうして検討委員会が開かれているわけですが、部分的に考えていって、今回決めたことが、何十年とかではなしに、毎年改善していけばいいのではないかと。今回決めたことが10年20年とか今回決めたことが続くというような感じはしませんので、その都度その都度なんとか改善していけばいいのではないかと。

今回委員会が設置されましたが、問題点が何個かあると思いますが、その部分について考えていただいたらいいのではないかと思います。

先ほどモデルケースはないとか、調べていただきましたがこういう検討委員会を設置してやったけど、できなかったというのか、検討委員会が全然なかったのか、立ち上げて無理というのか。

(事務局：上野)

そうですね、統廃合の関連はたくさんあるのですが、校区全体を子どもの安全とかで、基幹道路とかで見直しているようなものは、見当たりませんでした。

(西村委員)

調べさせていただいたんですが、全国的にいろいろ変えると反対の意見もあるみたいで、なかなかスムーズにいかないのが現状のようです。やはり、全部を変えらなければ、また逆の方の反対意見もありますので、部分的に最小限に改善していく。全部変えていくと、違和感がある。

(守道委員)

今、氏田委員からいろいろ出ていましたが、子どもたちの視点に立った見直しというのは、前回も確認をしつつ今回に至っている。今回検討委員会を設置した大きな理由は、まさに子どもたちにとって安全であるべき、安全でなければならぬ通学路に関わって、先ほども西村委員さんもいわれましたが、近くの学校を横目で見ながら、危険な所を通過して学校に行っている。また、電車通学をしていることについて、長年指摘を受けながら、このことについて、検討を加えるということがなかなかできなかった。また、議会の方からも再三再四指

摘をいただき、何とかしていこうというような思いで検討委員会をつくりました。先ほど出ましたように市全体の校区を白紙にして見直すという発想ではなしに、問題のあるところを探りながら、ピンポイントで一つ一つつめていく。論議を深め、問題点を洗い直す方法でいくことの方が委員会としての運びとしては、いいのではないか。全体として、基本パターンを決めることは、なかなか各学校の条件が違いますので、全てを一律に論議することは、むずかしいと思いますので、できれば、一つ一つ問題点を洗い直して、その安全を少しでも向上させていくためには、何が問題なのか。地域によって問題点を掘り起こしていく、というような方向が良いのではないか。

(議長)

諮問のあったように、子どもの安全性、利便性を中心にしながら、モデル的になるかわからないけれど、これで意見を出してもらい、後、検討課題になるか、配慮事項になるか、個々のことについて事務局に提言していく。個々のことについて、聞かれておりますので、検討していく必要があります。平成25年を設定しておりますが、必要に応じて見直しをするということも出されています。配慮事項としては、必要なことと思います。

(吉田委員)

全国的に見ても、学校選択制を取り入れている小学校区があるのですが、本市の場合は選択制ではなく、あくまで校区を大事にして学校に子どもをどこに通わせようかと考えている。選択制とまではいかなくとも、境界線にいる子どもにとっては、この地にいるからあなたはここに行かなくてははいけませんよということを、今後も言い続けるのか。いや、境界線の子どもたちはこっちの学校へ行ってもよろしい、あっちの学校に行ってもよろしいよというところまで、弾力的に考えるのか、というのも一つの選択肢かなと思います。もう一つは、個々の学校を見ていくのは、大事なのですが、全体の大原則は何か必要だなあ、通学距離が3kmは困る、2kmは困るとか、大原則を一応作っておいて、個々に融通していく。大原則を皆さんとの共通理解で必要なのかな。その中で、個々の学校の子どもたちの通学状況を見ていく。そういう形で議論を進めていければ、もう少し焦点化できるのではないか。

(議長)

基本的なことについては、同意いただけるでしょうか。

その中でまた、自治会長さん・代表でということですが、委員としてお願いしましたのは、地域に精通した委員さんということをお願いしておりますので、自治会の総意をもっておるということではないということです。

(吉村委員)

私は今のようになつの集落で、これでいいと思います。今おっしゃったように、横目で見ながら、生徒が学校にいかなあかんような現状では。自治会組織は、校区をもとにできているので、それ以外のことはかまわない。

(氏田委員)

今事務局の方から説明があったように、檀原市の畝傍南小で電車通学をしていることは、わかるのですが。私が住んでいる雲梯という本村の横に新しい住宅が建っているのが寺田町です。この方々と雲梯町は隣のつきあいをしていても、寺田町の子どもは、真菅小に行く。それを、もちろん解消しないとダメだということは、前々からわかっていた。なかなか通学区域というのがあるので、それができなかった。このようなところは他にもたくさんあると思います。子どものために、そここのところのけじめをどういうふうに持っていくのか。私の思いです。

(吉村委員)

真菅の場合、真菅小と真菅北小に分かれているが、自治会は真菅地区一つである。ただ、中曾司町は2校区に分かれており、どちらの学校のことか難儀している。

(議長)

後で、生徒の通学のことについての説明もありますので、よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

吉田委員から検討にあたって、配慮事項、検討事項について、5年後平成25年をとのお話をいただいたと思いますが、私どもといたしましては、2年後には、何とかいただきたいと、思っています。

(議長)

これまでのところで、ご質問はございませんか。

(細川委員)

今、教育委員会から2年後ぐらいにはなんとかということですが、この委員会を立ち上げていただいて答申していただく、その後の手続きとして、この委員会の意見をすべて、こういうふうにしていくのか。今、吉田委員がおっしゃったように、子ども中心として考えていく場合、また、自治会から相談して、地域性、校区制の中で、中学校区も出てきます。こういう形の中で、むずかしいと言ったらおかしいですけど、これを言ったら前向いて進んでいきませんが、答申を受けた後に、教育委員会としてどういう手続きを踏んでいくかを、はっきりしてもらわん限りは、万が一、答申をして一つ例を挙げていったら、これは例ですよ。真菅小学校区の中で、仮に大谷、慈明寺、寺田町がそれやったらこちらの方が近いですよという話になった時に、地元を持って帰って、小学校

区のPTAの方々、又地域の方々がいや、それはやっぱり困ります。以前と同じような形の中で私たちは、真菅小に通学したいという話になった時に、どういうふうにしていただくのか。今、問題になっているのは、何箇所か出ているのでしょうか。晩成、真菅、全体というより畝傍南とかいろいろ出とるわけでしょう。その中でどういう風にしていくのか。仮に葛本町だったら、分断されている、片方は耳成小、もう片方は耳成西小と。こういう形を踏まえて、要は地域性を重きにというより、通学通園もしくは、校区制の話の中で、どういう手続きを踏んでいくのか。結論を出していただけるのか。それがポイントです。

(守道委員)

今、細川委員からございました、この答申を受けた後の教育委員会としての動きについて、委員という立場というより事務局としての立場で、お聞き願います。とりあえず、答申を受けまして、基本的には教育委員会方針を決定する。こういう動きになる。答申をいただいて後、1年をかけまして、教育委員会方針を深めて、地域とも関係もございまして、地域との協議をさせていただきます。そんなこともあわせて、1年間ぐらいとって、結果としては3年後ぐらいの実施を目途としております。

(議長)

もう一度確認しておきますが、教育委員会としては、答申を受けてから執行していきます。この委員会では基本的なこと、理想的になるかわかりませんが。

(細川委員)

地元地域の代表として出てきて、こういうことができました、おまえらそれで納得したのか、という話が必ず出てくると思う。

(議長)

地域をないがしろにはしない。地域との協議ということも考えている。関係団体とのことも出てくるかとも思います。その前に検討委員会としましては、パブリックコメントを実施し、ご覧いただきます。

(細川委員)

幼稚園の適正配置も委員会がありますね。そのことも踏まえて、両方に同じようなテーマが出てくるのでは。その辺を二つの委員会をきっちりとした形の中で作り上げていってもらうことを、教育委員会にお願いしておかないとあかんと思う。ばらばらに仮に出てきたとしたら具合悪い。

(杉本委員)

幼稚園の適正配置のことで、別の委員会がありますが、幼稚園はまだ、全く小学校区と同じようにはいかない。やっぱり幼稚園の子どもたちは、地域の中で生活しているので地域ともつながっている。幼稚園、小学校の連携もある。生

活のつながりとともに、発達につながりとして、連携を大切にしている。基本的には、小学校とあわせて考えていく。

(細川委員)

幼稚園も適正配置の中で、幼稚園区は今と同じような校区の見直しもしていくんだということが、出ている。

(氏田委員)

幼稚園にいる子で小学校区が違うお兄ちゃんお姉ちゃんがいる場合も、ありますね。

(奥田委員)

前にも言いましたが、できるだけ幼稚園・小学校・中学校を統一して考えてもらいたい。PTAとしても、やはり幼稚園、小学校で交流会もしているので。全然違うというのも。

(議長)

前日も出ておりましたが、幼稚園適正配置検討委員会との情報も入れてもらいながら、検討していきたい。最終的にこの通学区域につきましては、委員会規則ということで定めていくことになっております。よろしく願いいたします。まだ、ご意見もあるかと思いますが、次のところに入ります。通学距離につきまして、事務局からお願いできますか。

(事務局：中西)

それでは、資料10をお願いいたします。表紙の1ページに集計表を記載しております。平成19年5月調べで、全児童数の距離別の内訳を提示させていただいたものでございます。全児童数は、7493人です。そのうち、距離別の内訳で1km以内の通学区域の児童数は6084人、81%の児童数となっております。続いて、500m刻みで表を作っています。1.5km以内の児童数は1191名全体の16%に該当します。続いて。

《資料10参照》

(細川委員)

この距離というのは、何を表したものでですか。

(事務局：中西)

直線距離で表示しております。

(細川委員)

直線距離というより、部団からの集合場所からの通学距離でないとおかしい。

(事務局：中西)

そのことを含め、後で説明します。

次に2km以内では、214人の3%、2.5km以内の通学児童は、4人とい

う形になっております。2ページ以降につきましては、各小学校の町別の内訳となっております。

続きまして、資料11に移ります。資料11では、前回質問のありました地下道と歩道橋について、提示させていただいております。地下道は合計12、歩道橋は14あります。但し、12の地下道の内通学路として利用しているのは4箇所でございます。また、歩道橋14の内通学路として利用しているのは、10箇所、以下16小学校毎に、通学路を図示しておりますので、主な特異点のある校区について、説明申し上げます。

《資料11参照》

大きな図面に移らせていただきます。

4, 5の校区だけを例に取りあげさせていただきます。

まず、資料11-1、畝傍南小学校区の通学路を参照してください。畝傍南小学校区では、先ほど、皆様方の議論の中にありましたように、吉田町7人、西池尻町179人中158人、合計165人の方が榎原神宮西口駅から現在電車通学となっております。また、畝傍町の6人につきましても、畝傍御陵前駅から榎原神宮前駅までの電車通学という形態が、他の校区と違う点でございます。現実には、吉田町、西池尻町につきましては、児童自身が駅まで来ています。朝の通学については、榎原神宮前駅からは校区の先生が迎えて、学校まで引率するという形になっています。帰りについては、榎原神宮前駅までは先生が誘導、西口駅に着いたら各個人で帰るといった形をとっておられます。但し、畝傍町の小学1,2年生の低学年につきましては、親が榎原神宮前駅まで迎えに来て、電車で子どもと一緒に帰るといった形の電車通学となっております。これが、資料11-1における畝傍南小学校の他の校区と違う特異な例となっております。次に特異な例として、資料11-2をご参照願いたいと思います。資料11-2につきましては、畝傍北小学校区を表しております。こちらの特異な例として、現状を申し上げます。右上の端のほうですが、万葉ホールのある小房の歩道橋につきましては、四条町37人のうち、四条新町に住む9人の児童が小房歩道橋で、晩成小学校区の晩成町の7人とクロスして通学している現状にあります。こちらが、畝傍北小学校区の事例であります。ただ、通学の安全につきましては、歩道橋を利用しています。

次に、主な例としましては、資料11-5晩成小学校区をお願いいたします。資料11-5晩成小学校区におきまして、さきほどとは逆で、小房町18人中7人がこの小房歩道橋で畝傍北小学校区の四条新町の児童とクロスして通学している現状があります。

次に、香久山小学校区資料11-8をご覧ください。香久山小学校区資料11-

8の中で、南山町、戒下町、南浦町の3つの町の6人の児童につきましては、通学路を設定しているものの、現在保護者が車で送迎されている現状にあります。歩くと約40分という中で、やはり親御さんの思いは、危険、長時間という理由で自家用車での送迎という形が香久山小学校区資料11-8における特異な例となっております。

次に、資料11-10真菅小学校区をお願いしたいと思います。先ほども、再三議論の中で出てきましたけれど、大谷町、慈明寺町は長時間の通学の安全のため、旧国道24号線までは、保護者が同行、帰りにおきましても同じように旧国道24号線から保護者が同行するという形での通学の安全確保を保っておられます。ちなみに、真菅小学校から大谷町までは、子どもの足で約50分ほどかかっているということでございます。先ほど、細川委員からありましたように、各所要の条件、また、ずっと見ていただいていますように、通学路はあくまで、右に行って左に曲ってという形で、私ども先ほど提示させていただきましたように、同心円で描けるものではないと理解しております。そのため、各校区につきまして、各校すべての通学路を提示させていただき、また、前回ありましたように、どこを通っているかという中で、歩道橋の数、また地下道の数をこの図面の中で表しております。

最後に、資料11-15耳成西小学校区をお願いいたします。耳成西小学校区の特異な例について説明申し上げます。新賀町66人中20人が下の三角形にあたる場所ですが、こちらにつきましては、晩成小学校区の内膳町5丁目を通学路として、現在徒歩で通学しております。また、右上の方の十市町につきましては、約40分程度かかるという中で、地域福祉推進委員会の方々であるボランティア団体が、毎朝付き添って登校している現状にあります。

以上全て16校区のうち、他の校区とちがいのある校区につきまして、6つの例を挙げ、説明させていただきました。この他にもまた、学校等から確認して、特異な例がありましたら次回以降説明させていただきたいと思っております。

(議長)

関係しまして、資料12不審者の事案について、事務局より説明していただきます。

(事務局：三橋)

資料の12をご覧くださいと思います。

《資料12参照》

ご参考までに子どもの登下校の安全面から不審者事案の校區別発生件数について説明させていただきます。ここでいう「件数」というのは、昨年度平成18年度各学校・園・樫原警察署などから市教育委員会に寄せられた不審者情報の

内、子ども安全メール（不審者メール）として事前に登録していただいています保護者、教員等の登録者や関係機関に配信した数です。平成18年度に寄せられました不審者の内容は、「車に乗せたらか」などと『声をかける』というのが多かったのですが、それ以外に「おいせつ行為をする」「下半身を露出する」などもございました。そのほとんどの事案において学校や保護者から警察へ通報し、内容によってその都度警察が現場に急行し、周辺のパトロールなどをしていただきました。

また、不審者が出没した時間帯としては、下校時が一番多く、全体の3分の1になっております。また、一般に地下道は不審者が発生しやすいというイメージがあるかと思いますが、昨年度については全くございませんでした。なお、各自治会やボランティア団体の皆様方には、普段から子どもたちの登下校時を中心に見回りや見守りなどでたいへんお世話をかけております。また、各学校では登校時はもちろんのこと、下校時も複数で帰る事や、配布しております防犯ブザーの使い方について指導しており、万が一何かあれば、すぐに近くの大人や近くの家を助けを求め、すぐに110番通報をしてもらうことなどについてあわせても指導しているところです。

（議長）

ただ今通学距離につきまして、資料10、それから資料11、12と資料に基づきまして、説明いただきました。資料10のところは、同心円の距離として出されておりますが、学校別に示されております。この前要請のありました地下道と歩道橋につきましては資料11にあり、それらを地図に落としましたものが、大きな地図の資料で明示されました。資料12は、不審者のことについて、説明があったところですが、説明をいただきまして、ご質問なりご意見はございませんか。

（中井委員）

非常に極端な例がありますね。一つ事例として、保護者がどういうふうに思っておられるのかということ、聴きたいのです。

たとえば、耳成西小学校の新賀町で20人の人たちが晩成小学校の方々と交差して学校へ行っているとか。それから、今おっしゃった小房町、晩成小学校とまた、畝傍北小学校とが交差して通学している。これは、見るに不自然だと思いませんか。今、おっしゃった事例が6件ありましたね。

（議長）

事務局から説明ありました通学において交差するとか、あるいは、突出しているとか、耳成西小学校の新賀町や畝傍北小学校の小房の歩道橋の例なんかで、



保護者の意識やご意見などを掌握しておりましたら、回答いただけますか。

(事務局：中西)

事務局からの的を得た回答になるかどうかわかりませんが、まず、耳成西小学校の新賀町の方で内膳町の通学路を使っている部分につきましての、保護者からの問い合わせは一切ございません。ただし、十市町からの方からは、この通学路について、安全確保のために幅員の増とか、いろいろな通学路に対する改善の要望等は出ております。

また、四条新町と小房町、小房の歩道橋でクロスしているわけですが、これにつきましても、私どもの耳には一切届いておらないのが現状でございます。ただ、内膳5丁目の方から遠い、危険度がいろいろあると。現実には、晩成小学校区を見ていただいておりますように、まずは、近鉄線、国道24号線、その後JR線等。官公庁もあり、市街地の真只中にある小学校区でございます。以上のような交通面における危険の中で地域の自治会、PTAを中心とした方々が、角々に立っていただき、又年少につきましては、一緒に下校していただいております。自治会等の安全パトロール隊等の協力が欠かせない交通状況の中を児童が通学しているという現状にあることは、間違いございません。

(中井委員)

いわば、諸条件通学路の利用、危険度の諸条件における対処法の希望が圧倒的に多いということですか。

(事務局：中西)

はい。

(横尾委員)

今交通の多様化によって通学の安全性が問われているという中で、検討しているわけなんですけど、私一つこれだけお願いしておきたいのは、このように交通が多様化しているのであれば、小学生の方が交通事故に遭遇しているのは、年間どれだけあるのか。危険に遭遇したことが現実として。それが、一番大事ではないか。検討するに当たっては。基本的な考え方として。それでなくって、分断されたから、危ないということはないと思う、逆に。あるいは、電車に乗って来たから、なにも危ないことはないわけでありまして。

(田ノ上委員)

実際交通事故より、畝傍南小学校の電車通学についてですが、電車に乗る前に足が小さいので、線路に靴を落としてそのまま泣いて電車に乗って小学校に行ったという話を実際に聞いたことがあります。身体的な事故もありますが、そういう精神的な負担もあるということですよ。

(横尾委員)

そういうふうな具体的なことを出していただいた方が、進むのではないかと思います。ありがとうございます。わかりました。

(奥田委員)

大きい幹線道路での交通事故は、私はP T A役員を6年ほどやらせていただきまして、その中で小学生の事故は、3件ほど接触事故があった。実際事故が起こっているのは、大きい幹線道路より旧道の狭いところで下校時に。

(氏田委員)

通学路は絶対歩いて帰らないとダメなんです。通学路を通って帰ることで、事故があったら保険がおりるのですが。通学路を歩かないで全然違う道を寄り道して歩いて怪我したのが何件ほどあるか、というものも一緒に調べていただきたい。

(奥田委員)

今いろいろここで意見を出していただいています、出ていますが、実際小学校区の役員さんとか地域の意見は、他にないのかな。逆にこっちからなにかないかと質問を問いかけることはできないのか。我々実際P T A幼稚園代表で、西村さんは小学校代表で出ていますが、他に該当地区でもっとP T Aの方で意見が出ているはずやと思います。

(氏田委員)

真菅の方では、早くから出ていました。慈明寺、大谷、寺田もそうなんですけど、幼稚園に送って行くのに当番になった時は、家に帰らずに幼稚園でじっと待ってはるお母さんがいました。それを今もずっと延々と続いている、よってこれはずっと仕方ないからこうなるのかな。仕方ないなという思いを持ってはるという、実際生の声を聞いている。

(議長)

小学1年生が雨の日傘さして、道を歩いていたら、車が来たら、風圧で非常に不安になるとか。そこまで出ないことがたくさんあるかと思いますが、事務局でその辺の事故発生件数とか、その辺の調査はできますでしょうか。

(事務局：中西)

はい、そちらにつきましては。

(議長)

次回報告をお願いします。

(細川委員)

各小学校区のP T Aの声は、出ていないのか。

(事務局：中西)

小学校からは出ていないです。

(奥田委員)

多分出ていないと思います。我々はこちらへ寄せてもらっているのも、市Pの連合会があって、始めてその検討委員会があるから代表で出てくれと、選出され出てきているだけで。

(細川委員)

各学校の校長先生かもしくは、教頭先生が把握していると思う、いろんな意見は。各単Pからは出ていないのか、各小学校の方からは出ていないのか、そういう不都合は。仮に西池尻の人は電車通学している、その中でいろんなことが起きている。そういうことが学校に出てくるのは、当たり前。

(工藤委員)

私は小学校ですけど、学校に正式にそういうようなことが上ってきているようなのは、今までないですね。というのは、枠組みがこれが永久なものであるという前提の上で皆考えているようなので。これを変えようという意見は今まで出てきたことはない。

(中井委員)

もう観念している分けや。

(工藤委員)

個人的な意見で、横目で学校を見ながらなんで行けないのか、ということは、ちらほらあるのは間違いない。

(西村委員)

晩成小学校の裏に住んでいる方で鴨公小学校へ行っている方、市議員の方が誰かに相談したのと違うのかな。

(守道委員)

地域の方から声がないということではない。本村、古くから住んでおられる方については、あきらめ、ほとんどあきらめとなっている。ただ、新しく転居されて来た方々については、何でそばに（学校が）あるのに遠くの学校に行かんなんねということがあある。そんな声が議会を通してある。もう一つは、先ほど横尾委員からでましたように、事故の問題、通学路での事故は氏田委員よりおっしゃたように保険がでますので、全部記録として出ていますので、ちゃんと資料として出てきます。もう一つは、危険だから車で親御さんが送迎されているこの事実も、ある程度把握できていますので、子どもの安全を親御さんが確保しなければダメだという状況も、次回把握できる限り、数字として表せたら出させていただきます。

(細川委員)

自分は晩成小学校の時は、実際駅の近辺は、一番にぎやかで交通量も多かった。

その時分から親たちは立哨をしていました。もう40年50年も前からです。それが、普通の地域で当たり前やという認識があった。今はいろんな人が居り、ニーズが変わってきたので、なんとかやっぱり行政側でそういうのを解消してくれというのか。多分今回のこういう意見やと思います。

(議長)

個々の問題もありますが、行政でどれだけ保障できるかという観点ですね。

(細川委員)

仮にいろいろ通学に対して、片方は電車に乗って、片方では親御さんが車に乗せて、それやったらなんとか、行政の方でそういう交通手段の手立てとして、なんとかできないのか。教育的なこととあわせて、通学のスクールバスのことも考えて、導入せなあかんのか、そういうことも検討するような時代ですね。

(氏田委員)

私は私とは言っていたら、嫌われるかわかりませんが、南山、戒下、南浦、学校教育で仕事をさせてもらっている時には、スクールバスというのかな、補助金を学校教育の方で予算を組んでバスで通学をしていたことを、覚えています。その時でもやはり、不審者はおった。でも今はもうバスはないけど、もっと不審者が出てきても不思議ではないのと違うのかなと言うのはあるけれど。今頃南山、南浦にバスをとったら、櫃原市全体でそういうことも、考えていけないといけないのではないかな。なかなか難しい時期やなあと思います。

(細川委員)

教育委員会としてのたたき台はないのですか。たたき台と言ったらおかしいのですが、こことここをどういうふうに議論してもらおうかという一つの案というものは。

(守道委員)

ないことはない。シュミレーションはなんぼかしても。最初にポンとこのテーブルに載せるのは、いかがなものかなという思いであった。資料の中で読み取りはできますので。

(中井委員)

基本的には、ここで教育長がこういうことを諮問してくれということ、これ2ページに渡っておっしゃっている。文書でいただいている。その中で、あくまで通学路、安全面、事件、事象、そして、安全性、利便性を求める声が日々大きくなってきている。このことについて、検討してくれとおっしゃっている。我々は、これを受けて、今検討しているのです。今私も自治会の一員ですけど、その辺の状況として、苦悶している。一緒です。先ほど吉村委員もおっしゃった、氏田委員もおっしゃった。その辺のところは、大きく考えてそして、やは

り子ども主体ということの前提だから、こういう前提でいく。ここに細川議長さんがおられるわけですが、議会もそういう趣旨でおっしゃっているのではというふうに思います。どうですか。

(細川委員)

そういう不都合が出てきている地域で各議員が、相談を受けている。その中で議員としては、そういう見方の中でこういうことだったら、検討が必要ではないか。そういう形の中で今回始めて委員会を立ち上げ、答申を受けて、委員会なりに多分基本的に各地域のことも聞きながら、もう一回返すことと思います。その通りに行くか行かないかは、別として、議会にも報告しながら。もしかなんかの時は、見直していこうやないかということが、今回しようというのが多分始めやと思う。ここである程度やっても、また、地域に返したらいろんな人がいるから、その辺をどう説得するのか。地域のことをやっぱり考慮しやあなあかんのか出てくる。

(中井委員)

だから、今、おっしゃった趣旨、答申に対する我々の考え方、検討しているわけだから、先ほど委員長さんもおっしゃったように、非常に申しにくいところですけども、付帯事項が出てくる、そして、諸条件意向、検討事項が出てくる。そういうことも一つの事項として入れていただいて、そして、答申に対する我々の答えとしては、これはこうだというような。こういう背景がいろいろ考えられるよ、というようなことも踏まえていただいて、そして、先ほどおっしゃったように、教育委員会として、腹案をもっておられたら、それはそれで我々も検討させてもらうという方向もどうでしょうか。

これでは前に進まないと思います。

(議長)

もう少し前に、この教育長からの諮問、総合的なことになるかと思いますが。そのことをちょっと方向的なことを出していただいて、そのことも尊重しながら、委員会の方で具体的なものをお示しいただいて、意見を申し述べるということになろうかと思います。実際に地図に落としてやっていくのは、教育委員会でやっていただかないといけないと思います。とりあえず当面の目的としましては、諮問事項について、おまとめいたしたいと思います。

それでは、あと地図等につきましても、委員の皆様、通学区域の見直しというそれぞれの地理的な状況やあるいは、地域の現状についても説明もありましたので、その他のことについても、おまとめいただければと思います。個々の校区の通学路について、資料、地図を見ながら、ぜひ読み取っていただきたいと思います。特別なものについては、説明がありましたが、他のところについて

も、読み取りをお願いしておきたいと思います。

(中井委員)

資料1 1-1について、私は白樫なんですが、集中しているんですね。白樫北、白樫南、畝傍南の3点が集中している。そして、ぽーんと離れて、池尻の方もありますし、吉田もありますし、畝傍の方もあるんですね。これをどうするか。教育委員会いろいろ考えられていると思いますが、我々としても、難しいことだと思うんですけども。まあしかし、実際畝傍南小で先ほどおっしゃったようにこれはもう、積年の課題ということで、まずは、西池尻町、吉田町の方々が電車通学しておられる。先ほどおっしゃったその通りです。私たちも目の当たりに見ている。小学1年生の子どもが泣いておられました。その電車に乗って行った。これは、非常にかわいそう。そこで、助けてあげてもいいのですが、また、そこで、自分で電車に乗るんだな、ということ意識付けることも大切である。言って悪いですが、見て複雑な思いをすることも多々ありますね。

(議長)

諮問のところに反映できるかどうかは、別としましてもそれぞれの地域の課題を今見直していくことは、必要なことだと思います。他の地域のことで事務局に説明いただきたいところは、ございませんか。

また、ご覧いただいて次回にその辺も反映しながらご意見を頂戴したらと思います。

以上資料説明いただいたことについてのご意見は、これぐらいにしておきます。次回からは、前回確認しましたように、通学区域の在り方について基本的な考え方について協議し検討いただきますが、どのように検討していくべきか、その基本的なことについて、先ほどから確認したところですが、その方法の一例として、前回説明がありました基幹道路の整備による分断された町を事務局で、たたき台とまではいきませんが、その状況について説明をお出しいただいて、次回からの協議の参考に出していただけたらと思いますので、事務局の方から前回のことを踏まえながら説明いただけるでしょうか。

(事務局：中西)

それでは、資料1 3を私の方で読み上げていきますので、添付図1からご参照いただきたいと思います。第1回目に54年以降の基幹道路の整備された道路状況を説明させていただきました。それに基づきまして、今委員長からありましたように、どういう形のものが、どう想定されるのかという中で、現状について説明させていただきます。

《資料1 3参照》

まず、添付図1をご参照願いたいと思います。昭和58年7月から昭和59年

8月、国道24号橿原バイパス暫定2車線が開通しました。また、平成元年8月から平成18年4月京奈和自動車道が供用になっております。これによりまして、添付図1にあります真菅北小学校区の飯高町、小槻町、土橋町が東西に分断されることになりました。こちらにつきましては、西側は広陵町との市の境界にあたっております。

続きまして、添付図2に移っていただきたいと思います。同じ路線によりまして、真菅小学校区の曾我町が東西に分断されております。こちらにつきましても、西側は曲川町を経て大和高田市との市の境界となっております。

続きまして添付図3金橋小学校区につきましても、同じように新堂町、雲梯町が東西に分断されております。こちらにつきましても、分断された西側は、大和高田市との市の境界となっております。添付図1に戻っていただきたいと思います。真菅北小学校区でございますが、昭和59年4月から平成18年4月にかけて、中和幹線が供用となっております。真菅北小学校区の中曾司町が南北に分断される形となりました。中和幹線で分断されました南側につきましては、中曾司町自体が昭和49年真菅小学校と真菅北小学校の分離の原点となりました近鉄大阪線が南に位置しているというところでございます。また、中和幹線は、真菅小学校また、真菅北小学校区に分ける以前に道路決定されており、中和幹線計画を承知の上で、中曾司町は近鉄大阪線で分割されております。同じように、土橋町と豊田町も中和幹線で南北に分断されておりますが、こちらにつきましても、真菅北小学校に分割する時の近鉄大阪線が南に位置しているという現況でございます。

続きまして、添付図4の耳成西小学校区を通る中和幹線につきまして、説明申し上げます。こちらにつきましても、上品寺町が中和幹線によりまして、南北に分断されることになりました。こちらにつきましても、先ほどの継続で近鉄大阪線が南に位置しているという中、また、この中和幹線は、その当時から開通するのがわかっている、耳成小と耳成西小学校に分けたという経緯がございます。

添付図5は耳成小学校区を表しております。こちらにつきましても、先ほどの続きで、中和幹線が供用になっている関係で、葛本町が南北に分断されております。ただ、葛本町また新賀町につきましても既に、昭和54年に耳成小学校から耳成西小学校に2分割されており、この分割、この中和幹線の開通によってという部分で更に、分割するというところについて、どうかというところでございます。

次の添付図6に移っていただきます。最後の中和幹線の東の端でございます。耳成南小学校区も中和幹線で常盤町が分断されております。こちらにつきまし

ては、常盤町が中和幹線で分断された北側に該当する地域の児童につきましては、横断歩道を渡って通学しております。同じく添付図5、6ですが、平成5年4月から平成6年10月奈良橿原線が開通しております。添付図5で、耳成小学校区にある葛本町が奈良橿原線の供用によりまして、一部地域が東西に分断されております。こちらにつきましては、さきほど中和幹線で申し上げましたけれど、今現在葛本町は、昭和54年に耳成小学校から耳成西小学校に2分割されており、更なる分割という形が想定されるところでございます。同じく、新賀町も奈良橿原線で東西に分断されておりますが、現在2分割されており、更なる分割となるのが、この地図に出ております。

次に、添付図6です。耳成南小学校区の木原町が東西に分断されております。木原町が奈良橿原線により東西に分断されましたが、西地区は近鉄大阪線、JR線国道165号線が南に位置しているという位置関係でございます。

次に、添付図7です。昭和63年4月から国道165号バイパスの供用されたことにより、鴨公小学校区における醍醐町が東西に分断されております。醍醐町が奈良橿原線国道165号バイパスで、東西に分断されましたが、鴨公小学校への通学への安全確保としては、歩道橋が設置されております。同じく縄手町も醍醐町と同様に165号バイパスにより東西に分断されましたが、通学の安全確保としましては、歩道橋が設置されているという現状にあります。

次に、添付図8に移ります。晩成小学校区の小房町でございます。晩成小学校区の小房町が南北に国道165号バイパスにより分断されております。なお、通学の安全確保として歩道橋が設置されております。

次に、添付図9に移ります。先ほども説明しましたが、畝傍北小学校区の四条町の四条新町でございますが、分断されております。四条町が国道24号大和高田バイパスにより南北に分断されましたけれど、通学の安全確保としては、歩道橋が設置されております。また、四条町におきましては、既に昭和33年に畝傍北小学校区と今井小学校区に2分割されており、更なる分割という形はどうかと思われま

次に、添付図10に移ります。今井小学校区の四条町本村、小泉堂が南北に分断されております。四条町は国道24号大和高田バイパスの高架道路により分断されているが、通学につきましては、高架道路の下を通るという形となっております。

最後になりますが、添付図3でこの国道24号高架道路により金橋小学校区の新堂町と雲梯町が東西に分断されております。新堂町、雲梯町は、国道24号高田バイパスにより東西に分断されておりますが、高架道路による分断ということとなっており、通学道路につきましては、その下を歩いていくという形に



なっております。

以上、資料13につきまして、簡単に説明させていただきました。議長よろしくお願いたします。

(議長)

前回の基幹道路の整備による分断された町について、地図の上に落とされていましたが、内容について今説明いただいたところです。この分割されました町の検証につきまして、説明いただいたことに関しまして、何かご意見ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

(工藤委員)

京奈和がもう少し延びていくのでは、ないのですか。

(事務局：中西)

今工藤委員から、京奈和につきまして質問がありましたが、添付図3にありますように、京奈和自動車道ができて、東西に分断される形は想定しております。添付図3で説明させていただいたとおりです。ただ、西側にあたる部分につきましては、市境界となっております大和高田市であり、現在16小学校ありきの中で検討していただいている中では、それに該当すべき小学校をみつけるということは、むずかしいのではないかと考えております。いかに、そちらの方の横断につきまして、以前吉田委員からありましたように安全安心の通学路の確保という部分での検証かと考えておりますので、よろしくお願したいと思います。

(議長)

こうして説明してもらったら、見えてきたような。配慮事項とか、あるいは安全確保の歩道橋とか、高架道路、幹線道路ができたけれど、通学路には支障をきたさないとか、少しは見えてきたかと思えます。

何かこれについて質問なり今後検討していく上でのご意見を頂戴できますでしょうか。

(吉田委員)

たくさん資料を出していただいて、全体を受けて総括というところまでは、まだ、読み取れないのですが、できれば次回からは課題となっている校区に焦点を絞って、そこについていろいろ意見を交わしながら、ボトムアップを。それぞれの校区から出てきた方針を、それを全体の検討方針としてまとめていくという、そういうスタンスで議論できればいいかな。今どちらかという、たくさん資料をいただいたので全体は見えてきたのですが、個々の校区について、自分の住んでいる校区はわかるのですが、先ほど香久山小学校区の遠くからきているというのは、他の校区についてもよくわかっていけませんので、

しぼって、どちらかといえば、事務局サイドでそれぞれの校区には、こんな課題があると提示いただいたら、私たちも議論しやすいのじゃないかな。

(議長)

よろしいですか。皆さんどうでしょうか。

具体的な検討をしていくために、課題になっている問題になっているような校区をしぼって資料を出してもらって、それで検討していく方向でよろしいでしょうか、事務局の方は。再考いただけますか。

(事務局：中西)

今資料13で示しましたように、私共の方につきましては、議論の中で町を分断することが校区を検討する上での考え方でよいのかどうかも、含めまして検討いただけたらと思います。また、今そうではなくて、事務局側で問題と思っている校区を上げて、そこでの問題点をという形で、できるだけ、そういう形での提議を目指していきたいと思っております。ただ、次回につきましては、各学校ごとの意見の吸い上げにかなり時間を費やすと思っておりますので、その辺はご理解いただいて、十分な資料提供となるかどうかわかりませんが、努力させていただきますので、よろしく願いいたします。

(議長)

ご同意いただきましたので、しぼって議論をしていきたいと思っております。

他にご意見はないでしょうか。

それでは、時間も迫ってまいりましたので、前回及び今回に提供いただきました資料等、あるいは説明いただきましたことを基にしまして、次回は通学区域の在り方についての基本的な考え方、課題事項をしぼりながら、検討していく予定でございます。各委員の皆様方には、それぞれもう一度資料を読み取りいただきまして、この検討委員会の趣旨に照らしまして、それぞれの意見をおまとめいただきまして、お持ちよりいただけたらと思っております。

それでは、前回に確認しましたように、次回の委員会は11月末ということですので。日を決めるのは、あまり先のことで大変かと思っておりますので、事務局の方から日程調整をしていただきまして、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご了解をお願いします。

これをもちまして、本日の議事を閉じさせていただきます。皆様方のご協力に感謝申し上げます。第2回小学校通学区域検討委員会を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。